

厚生労働大臣が定める掲示事項等

2026年6月1日

当院は、保健医療機関指定の病院です。

以下の事項について健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、関東信越厚生局に届出を行って診療している保険医療機関です。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制に関する事項

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

地方厚生局長への届出事項に関する事項

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準について届出をしています。

- * 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- * 回復期リハビリテーション強化体制加算
- * 入退院支援加算 1
- * 医療安全対策加算 2
- * 排尿自立支援加算
- * 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
- * 運動器リハビリテーション料 (I)
- * CT撮影及びMRI撮影
- * 外来・在宅ベースアップ評価料
- * 入院ベースアップ評価料
- * データ提出加算
- * 酸素の購入価格に関する届出

入院基本料に関する事項

【2階病棟について】

一般病棟は「回復期リハビリテーション病棟入院料 1」の届出を行っております。

当病棟では、1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	1人当たりの受け持ち数
朝9時～夕方17時	8人以内
夕方17時～深夜1時	16人以内
深夜1時～朝9時	16人以内

また、1日65人に対して4人以上の看護補助者が勤務しています。

【3・4階病棟について】

一般病棟は「回復期リハビリテーション病棟入院料1」の届出を行っております。

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	1人当たりの受け持ち数
朝9時～夕方17時	7人以内
夕方17時～深夜1時	25人以内
深夜1時～朝9時	25人以内

また、1日65人に対して4人以上の看護補助者が勤務しています。

入院時食事療養（I）に係る届出

当院は、入院時食事療養（I）に関する届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

また、入院中の食事療養標準負担額は以下の通りです。

区分		1食あたりの負担額
住民税課税世帯		550円
低所得Ⅱ	入院日数が90日までの場合	270円
住民税非課税世帯	過去1年間で90日を超える入院の場合	220円
低所得Ⅰ (所得が一定の基準に満たない方など)		130円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方 (住民税非課税世帯を除く)		330円

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では医療DXを推進し以下の取組みを行っております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・オンライン資格確認を利用して取得した医療情報を、診察室で閲覧・活用できる体制を有しています。
- ・マイナ保険証利用の促進など、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・マイナポータルの医療情報に基づき、健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。

電子的診療情報連携体制整備加算3	初診時（月1回）	4点
電子的診療情報連携体制整備加算	再診時（月1回）	2点

明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しておりますので、発行を希望される方は、会計窓口にてその旨お申し付けください。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

一般名処方加算に関する事項

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

※一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

生活習慣病管理料について

2024年6月1日より診療報酬を改定が実施されます。それに伴い、昨今の食の変化と高齢化社会により生活習慣病（高血圧・脂質異常・糖尿病）の患者数が増加傾向にあります。年々増加する生活習慣病対策としまして、生活習慣病（糖尿病・高血圧症・脂質異常症）を主病とする患者様に総合的な治療管理をするため「生活習慣病管理料」を算定させていただくこととなりました。治療をいただく方々に応じた目標設定、具体的な数値（血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果等）を記載した「療養計画書」を作成します。

また、患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の投薬を行うことがあります。